教育職員免許法の特例に基づく「介護等の体験」に伴う 社会福祉施設等受入調整事業実施要項

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

1 趣 旨

山口県社会福祉協議会(以下「県社協」)が「小学校及び中学校の教諭の普通 免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成9年法律第90号。 以下「法」)により、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者が山口県 内の社会福祉施設等(特別支援学校を除く。以下「施設」)において「介護等の 体験」を希望する場合、円滑に調整することを目的として本要項を定める。

2 対象者

本事業の対象者は、次のとおりとする。

- ①山口県内に所在する大学等に在籍する学生及び山口県内に自宅又は帰省先を持つ学生で、山口県内での「介護等の体験」を希望し在学する大学等を 経由して県社協に申込んだ者
- ②県社協が特に認める者

3 「介護等の体験」の内容等

(1)「介護等の体験」の内容

「介護等の体験」とは、施設の利用者に対する支援(介護、介助、話し相手、散歩の付添い、交流等)、施設で行われる諸行事への参加・支援、施設の職員が行う業務(掃除、洗濯等)の補助等、「介護等の体験」を受入れる施設の種類、業務の内容等に応じた幅広い体験をさす。

(2)「介護等の体験」を行う施設

「介護等の体験」を行う施設は、「介護等の体験」希望者の受入可との回答があった施設(以下「受入施設」)とする。

(3)「介護等の体験」の期間等

[体験期間] 令和3年5月10日(月) ~令和4年1月21日(金)

《県社協への申込み期間》令和3年4月1日(木)~12月10日(金)

- [日数等] 原則として月曜日から金曜日の連続5日間、同一施設での日帰りとするが、受入施設の都合等で開始を月曜日以外の曜日にすることができる。
- [時間] 1日概ね5~6時間とし、受入施設が利用者の生活時間等を考慮して 指定した時間帯で行う。

4 山口県社会福祉協議会の業務

- (1)介護等の体験受入調査及び集計等 施設へ「介護等の体験受入に関する調査の回答」(様式1)依頼、集計等
- (2) 大学等からの「介護等の体験申込書(大学用)」(様式5)の受付
- (3) 調整・通知、費用の徴収・支払い

①調整・通知

- ・「介護等の体験申込書(学生用)」(様式7)と受入施設の「年間受入計画表」(様式2)をもとに調整を行い、「介護等の体験受入決定通知書」(様式8、様式9)により大学等及び受入施設に通知する。
- ・受入施設から学生への必要事項の連絡は、通知書送付の際、「介護等の体験受入連絡表」(様式3)を添付し、大学等を通じて行う。

②施設変更・再調整

- ・受入施設又は大学等から施設変更を伴う報告を受け、やむを得ない理由 と判断した場合は、再度の調整を行う。
- ・変更できない場合は、体験を中止し、次年度以降新たな申込みを受ける。

③体験費用の徴収・支払い

- ・「介護等の体験受入決定通知書」の送付後、大学等からその体験に係る費用の徴収を行う。
- ・受入施設から「介護等の体験終了報告書」(様式13)、「介護等の体験費用 請求書」(様式14)の提出を受けた後、費用の支払いを行う。
- (4) 大学等への「介護等の体験終了報告書」(様式 15) 送付
- (5) 介護等の体験受入調整管理表の作成、保管

5 受入施設の業務

- (1)「介護等の体験」受入に関する回答の提出 県社協からの依頼を受け、次のものを県社協にメールにて提出する。
 - ・「介護等の体験受入に関する調査の回答」(様式1)
 - ·「年間受入計画表」(様式2)
 - ・「介護等の体験受入連絡表」(様式3)
 - ・「介護等の体験に関する質問事項等」(様式4)…質問等がある場合のみ

【提出用アドレス】 kirari-kagayaku@yg-you-i-net.or.jp

(2)「介護等の体験」プログラムの作成

「介護等の体験受入決定通知書」を受理した受入施設は、実情に応じて「介護等の体験」プログラムを作成する。

- (3) オリエンテーション・ミーティングの実施 事前又は体験初日にオリエンテーションを行い、期間中は必要に応じてミー ティングを実施する。
- (4) 体験期日の変更・中止届の提出

受入施設の事情又は学生の態度等に問題があり、体験期日を変更又は中止する場合は、直ちに大学等及び学生と調整を行い、「介護等の体験(変更・中止・辞退)届」(様式11)を県社協に提出する(FAX、メール)。

(5)「証明書」の作成・手交

受入施設長は、学生持参の「証明書」(様式 12) に必要事項を記入し公印を押した上で、体験終了時に学生に手渡しする。

(6) 体験終了報告書、体験費用請求書の提出

受入施設での全ての学生の体験が終了次第、「介護等の体験終了報告書」(様式 13)、「介護等の体験費用請求書」(様式 14) を県社協に提出する。

6 大学等の業務

- (1) 学生への指導(体験の趣旨、申込み手続き等) 学生に対し「介護等の体験」の趣旨を周知し、実施に係る手続き等について オリエンテーション等で徹底を図る。
- (2)「介護等の体験申込書」の提出 「介護等の体験申込書(学生用)」(様式7)を取りまとめ、「介護等の体験 申込書(大学用)」(様式5)に添付して県社協に送付する。
- (3) 学生への指導(受入施設への連絡、体験時の留意事項等) 「介護等の体験受入決定通知書」を受けた時は、各受入施設の「介護等の体験受入連絡表」をもとに、体験実施に当たっての留意事項等を具体的に指導すると共に、その徹底を図る。
- (4) 決定後の体験期日の変更・中止、辞退届の提出
 - ・受入施設から日程の変更・中止の申出があったときは、学生を含めて受入 施設と協議し、県社協にその結果を連絡する。
 - ・学生から体験期日の変更又は体験の中止(受入施設の変更を含む)、辞退の申出があり、やむを得ないとして大学等が受入施設に対して日程調整又は中止、辞退の申出を行った場合は、「介護等の体験(変更・中止・辞退)届」(様式11)により県社協へ報告する(FAX、メール)。

(5) その他

卒業生からの「介護等の体験」の申し出は、在校生と同様な対応に努める。 令和3年度「介護等の体験」事業スケジュール *印は必要に応じて

	山口県社協	大学等	社会福祉施設等
	○要項送付(大学・施設等)		○「受入調査」の回答提出
1月	○施設宛て「受入調査」送付		(メール、県社協宛て)
\downarrow	及び回答集計		~2/26 (金)
3月	○希望する大学等に受入施	*大学独自にガイダンス、	
	設一覧を送付	事前学習、指導を実施	
	○調整作業	○体験申込書提出 (随時)	○体験受入 ~1/21 (金)
	○体験受入決定通知書送付	県社協宛 ~12/10(金)	○証明書発行(個々の体験
4月	*辞退・変更等の通知送付	・事前学習・施設連絡等	終了時に学生に手渡し)
\downarrow	*返還金送付(大学宛て)	・プロフィール等準備	*受入変更·中止届提出
2月	○体験費用送金(施設宛て)	○体験費用送金	
	○体験終了報告書送付	*変更·辞退届提出	○終了報告書、費用請求書
	(大学宛て)	*費用返還請求書提出	提出(全体験了後)

7 学生の責務等

- (1)「介護等の体験」の申込み
 - ・希望する学生は、大学等の指導をもとに、その趣旨を理解し有意義な体験が行えるよう、希望先や体験期間等を選定の上、「介護等の体験申込書(学生用)」(様式7)を作成し、大学等に提出する。
 - ・申込みに当たっては、別表1「週間コード表」、別表2「市町名一覧表」、 別表3「施設種別表」及び記入例を参考にすること。

(2) 体験先への事前連絡、準備等

- ・大学等から体験決定の通知と「介護等の体験受入連絡表」(様式3)を受けたときは、速やかに受入施設の担当者に連絡し、体験に当たっての留意事項、オリエンテーション等について指示を受ける。
- ・受入施設に提出する書類は、「介護等の体験受入連絡表」(様式3)で提出 の期限や方法を確認の上、確実に提出する。
 - ①健康診断や細菌検査の結果等
 - ②学生本人の写真付きプロフィール (様式10)
 - ③証明書(様式12)

(3) 体験中の留意点

- ・介護等の体験時には、学生証と健康保険証を携帯する。
- 体験中に事故が発生した場合は、受入施設及び大学に速やかに報告する。
- ・体験で知り得た施設や利用者に関する情報については、守秘義務を負う。

(4)「証明書」の保管

介護等の体験終了時に施設から受取った「証明書」(様式 12) は、速やかに大学等に提出する。

8 「介護等の体験」に伴う費用

- (1) 学生は、介護等の体験費用、受入施設への交通費、実習中の昼食費、健康診断・細菌検査等の費用や保険加入費等について負担する。
- (2)大学等は、「介護等の体験受入決定通知書」(様式8)受理後概ね1ヶ月以内に、「介護等の体験費用振込連絡表」(様式6)を県社協に送付するとともに、介護等の体験費用を県社協が指定する銀行口座に一括して振込む。
- (3) 大学等が県社協に振込む介護等の体験費用は、学生1人当たり1日1,650 円で計算した額(5日間で1人当たり8,250円)とする。
- (4)「介護等の体験受入決定通知書」受理後に体験を中止した場合は、(3)の1日分当たりの費用の内1,100円を返還する。

9 個人情報の取扱い

本事業に係る個人情報は、本事業の運営のみに利用することとし、「社会福祉法人山口県社会福祉協議会 個人情報保護規程」に基づき適正に管理する。

10 その他の事項

- (1) この事業は、社会福祉施設等の協力によって実施されることを認識し、調整 に当たっては受入施設の事情を優先するので、学生は希望した内容とならない 場合が生じることを了承しておくこと。
- (2) 体験中に事故が発生した場合は、学校と施設で協議の上対応するものとし、 その後速やかに県社協に連絡するものとする。(様式任意)
- (3)「介護等の体験」に関して疑義が生じた事項については、関係者が密接な連携を取って対応する。

附則

この要項は、令和2年12月1日から施行し、令和3年度の事業に適用する。